

中央教育審議会の歴史と問題点

浪本 勝年*¹

要旨：中央教育審議会は現在、文部科学省に設置されており、審議会行政を一挙になわされている。現代の肥大化した行政は「審議会行政」とも言われるほど、審議会を「活用」している。しかし、その審議会自身もいろいろな問題を抱えている。

ここでは、中央省庁に設置されている審議会のうち、文部科学省の審議会である中教審に焦点をあてて、その設置の経緯やその後の答申にいたる問題点について、さまざまな角度から検討する。

キーワード：教育刷新審議会、文部（科学）大臣、審議会等、中央省庁の再編、答申

はじめに

中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関、会長＝鳥居泰彦・慶応義塾学事顧問、以下、単に「中教審」という。）は、現在、活発な活動を展開している。新中教審は、次の表1に見るように、発足以来、既に18もの答申を行なっている（2004年2月18日現在）。

この中教審は、後に述べるように、従前のものを改組して新しく2001年に出発したものである。ここでは、この中教審の歴史及び問題点について、さまざまな角度から考察していくことにする。

I 審議会とは何か その最近の再編動向

現行国家行政組織法（1948年7月10日、法120）の第8条は、いわゆる「審議会等」について、次のように定めている。

「第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。」

この規定に基づいて、中央省庁には、20世紀後半、210前後の「合議制の機関」である審議会等が設置されていた。このうちの約1割に相当する約20の審議会等が文部省（現文部科学省）に存在した。しか

* 1 立正大学心理学部

表1 新中央教育審議会の答申等一覧

2000.6.7	中央教育審議会令 (2000.6.7 政令280)
2002.2.21	「新しい時代における教養教育の在り方について」 答申
2.21	「今後の教員免許制度の在り方について」 答申
2.21	「大学等における社会人受け入れの推進方策について」 答申
3.7	「大学設置基準等の改正について」 答申
7.29	「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 答申
8.5	「法科大学院の設置基準等について」 答申
8.5	「大学院における高度専門職業人養成について」 答申
8.5	「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」 答申
9.30	「子どもの体力向上のための総合的な方策について」 答申
2003.1.23	「大学設置基準等の改正について」 答申
3.20	「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」 答申
10.7	「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」 答申
12.16	「新たな留学生政策の展開について」 答申
2004.1.14	「構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置について」 答申
1.20	「食に関する指導体制の整備について」 答申
2.6	「文部科学大臣が認証評価機関になろうとする者を認証する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の制定について」 答申
2.6	「大学設置基準等の改正について」 答申
2.18	「食に薬学教育の改善・充実について」 答申
2004.1.9	「栄養教諭の養成・免許制度の在り方について」 報告

し、中央省庁等の改革・再編が行なわれる過程で、審議会等は大幅にその数を減少させたのである。

すなわち、中央省庁等改革推進本部は、1999年4月27日、「中央省庁等改革の推進に関する方針」を決定した。この方針の「別表 審議会等の整理合理化関係」の注には、次のような記述がある。

「本表において『基本的政策型審議会』とは、行政の企画・立法過程における法案作成や法案作成につながる事項などの基本的な政策を審議事項に含む審議会等をいい、『法施行型審議会』とは、行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合に、当該事項のみを審議事項とする審議会等をいう。」

この別表に現れた審議会等のうち、文部省関係のものに絞ってみると、次のようになる。

「1. 府省再編時において存置する審議会等 (72審議会等。名称は現行のもの。()内は中央省庁等改革関連法律案等にて名称を変更予定の審議会等の新名称案。)

(1)基本的政策型審議会 (22審議会等)

中央教育審議会、文化財保護審議会 (文化審議会)

(2)法施行型審議会 (42審議会等)

教科用図書検定調査審議会、大学設置・学校法人審議会、宗教法人審議会、

(3)時限存置又は任務終了時まで存置する審議会等 (8審議会等)

2. (略)

3. 廃止する審議会等（121審議会等。必要な機能が存置される審議会等に移管されるものを含む。）

(1)廃止する審議会等（119審議会等）

理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、学術審議会、測地学審議会、保健体育審議会、文化功労者選考審査会、生涯学習審議会、大学審議会、臨時大学問題審議会、国語審議会、著作権審議会」

この決定に沿って、これらの文部省関係審議会は、2001年1月6日、従前の科学技術庁関係の審議会等とともに文部科学省のもとに整理・統合されたのであった（「大安の日」ということでこの日に決定された。『朝日新聞』1999年10月27日号参照）。

II 文部行政における審議会の歴史

文部省は、1871年7月18日に設置され、130年間その名称を維持してきたが、いわゆる橋本行政改革による中央省庁等の再編により、2001年1月6日、文部科学省と改称した（以下の多くの記述は、文部省時代のものであるので、文部省という表記を使用する）。

その文部省にも数多くの審議会等が存在してきたが、ここでは、まず、文部行政に大きな影響を与えてきた内閣総理大臣直属の審議会等について見ておきたい。

1 内閣総理大臣直属の審議会等

日本における首相直属の教育関係諮問機関については、次の表2を参照していただきたい。最初の諮問機関であった臨時教育会議は、高等学校と大学をめぐる学制改革問題を中心に持ち上げ審議・答申を行ない、戦前における教育改革に大きな影響を与えた。戦前の諮問機関は、その責任者が必ず政府の代表者であった（例えば、臨時教育会議の総裁は、前内務大臣・平田東助）し、その運営は徹底した秘密主義が採用された点で特徴をもつ。

しかし、戦後教育改革にあたった教育刷新委員会（委員長・安倍能成、のち南原繁、1949年に教育刷新審議会と改称）は、戦前のもとは異なり、自主的に審議し、建議を行なった（実際に諮問はなく、教育刷新委員会は29回にわたり建議のみを行なった。）

また臨時教育審議会は、文部省との綱引きをしながら4回の答申を行ない、1990年代日本の教育改革の基本ルールを敷いたのである。

ここで、戦後日本の教育に特に大きな影響を与えてきた審議会の主な動向を一覧表にすると、次の表3のようになるであろう。

2 戦後日本における文部大臣の諮問機関

戦後における文部大臣の諮問機関は、従前、基本的には文部省設置法の中にその設置の法的根拠がうたわれていたが、“中曽根行政改革”（1983年）によって、審議会等は基本的には、政令によって設置されることとなった。しかし、当時そしてその後も法律に根拠を置く文部省関係審議会も存在した。1990年代におけるそうした審議会には、次の表4のようなものが存在していた。

表2 日本における首相直属の教育関係諮問機関一覧

名 称	設置期間	設置目的
臨時教育会議	1917 (大6) 9.21 (勅152) ~ 1919 (大8) 5.23 (勅237)	内閣総理大臣ノ監督ニ属シ教育ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
臨時教育行政調査会	1921 (大10) 7.23 (勅338) ~ 1922 (大11) 9.18 (勅408)	内閣総理大臣ノ監督ニ属シ普通教育ニ関スル施設及及教育費其ノ他ノ教育行政ニ関スル事項ヲ調査審議ス
文政審議会	1924 (大13) 4.15 (勅85) ~ 1935 (昭10) 12.29 (勅322)	内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応シテ国民精神ノ作興教育ノ方針其ノ他文政ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス
文教審議会	1937 (昭12) 5.26 (勅221) ~ 1937 (昭12) 12.10 (勅711)	内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応シテ国体觀念ノ徹底及国民精神ノ作興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
教育審議会	1937 (昭12) 12.10 (勅711) ~ 1942 (昭17) 5.9 (勅489)	内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応シテ教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
教育刷新委員会	1946 (昭21) 8.10 (勅373) ~ 1949.5.31 (法127)	内閣総理大臣の所轄とし、教育に関する重要事項の調査審議を行う
教育刷新審議会	1949 (昭24) 6.1 (法127) ~ 1952.6.5 (法168)	教育に関する重要事項を調査審議する
臨時教育審議会	1984 (昭59) 8.21 (法65) ~	社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法の精神にのっとり、その実現を期して各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、同法に規定する教育の目的の達成に資するため

注：教育刷新審議会と臨時教育審議会は法律に基づいて設置されたが、そのほかはすべて勅令による。

勅は勅令，法は法律の略で，設置・廃止の根拠を示した。

表3 戦後日本における教育関係の主たる審議会の変遷一覧

作成・浪本勝年

西暦年数	1946 - 49	1949 - 52	1952 -	1984 - 87	1987 - 2000	2001 -
審議会 の 名称	教育刷新 委員会	教育刷新 審議会	中央教育 審議会	臨時教育 審議会	中央教育 審議会	教育改革 国民会議
					1987 - 2000 (廃止) 大学審議会	中央教育 審議会
					1990 - 2000 (廃止) 生涯学習 審議会	

(注) 1 イタリック体は首相直属の審議会、その他は文部大臣 (2001以降は文部科学大臣) の諮問機関

2 教育刷新委員会は官制、教育改革国民会議は内閣総理大臣決裁、その他の審議会は法律に基づき設置。

3 審議会の設置は、従前は法律によることとされていたが、1983年のいわゆる中曽根行革により、基本的には政令で定めることとした。

表4 1990年代における法律に設置根拠を持つ文部省関係審議会一覧

審議会の名称	法制上の設置 年月日	設置の根拠法律 (2000年現在)	設置の根拠法 (2001年現在)
中央教育審議会	1952.6.6	文部省設置法7条	中央教育審議会令 (2000.6.7 政令280)
大学審議会	1987.9.10	学校教育法69条の3	廃止 (中教審に吸収)
大学設置・学校法人 審議会	1987.9.10	学校教育法69条の4	大学設置・学校法人審議会令 (1987.9.10政令302)
生涯学習審議会	1990.6.29	生涯学習の振興のための施 策の推進体制等の整備に関 する法律10条	廃止 (中教審に吸収)

Ⅲ 教育関連審議会の再編動向

1 中央教育審議会の変質

中教審は、1952年、教育刷新審議会廃止後に文部省における最重要審議会として設置された。したがって、中教審は「文部大臣の諮問に応じて教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する」(旧・文部省設置法)ことを使命として活動し、20世紀後半に34回の答申を提出した(表5参照)。一貫して文部省における最重要審議会であったことには変わりはないが、1980年代以降、「苦難の道」をせまられた。

その第一は、臨時教育審議会(以下、臨教審という。)の登場である。臨教審の活動期間(1984 - 1987)は、中教審は、その活動の中止を余儀なくされたのである。

第二は、臨教審答申に基づいて、大学審議会・生涯学習審議会等が法律に基き創設されたことである(表4参照)。これによって、中教審は「基本的な重要施策について調査審議」(文部省設置法)するといっても、「大学」や「生涯学習」分野についての審議は、これを放棄し、実質的には、「初等中等教育」分野について審議する「初等中等教育審議会」に変質していったのである(表3参照)。

2 教育改革国民会議の特異性

小渕恵三首相(2000年5月14日死去)は、2000年3月27日、教育改革国民会議(江崎玲於奈座長)の第1回会合を開催した。この教育改革国民会議は、首相の私的諮問機関といわれている。そして、法律に基いて設置された臨時教育審議会と実質的に変わりのないようなマスコミの取扱いであった。しかし、この二つの首相の諮問機関の間には、極めて大きな違いがある(表3を参照)。

違いの第一は、教育改革国民会議は、首相のいわゆる「私的」諮問機関(行政法学者の中には法定外諮問機関というべきだと主張する人もいる)である、と言う点である。臨教審が臨時教育審議会設置法という法律にその設置根拠を置くのに対し、教育改革国民会議は、「内閣総理大臣決裁」を根拠とするものである。その「決裁」の内容は、「趣旨」「開催要領」「庶務」という3項目につき各2・3行程度の大まかなことしか書いていないのである。すなわち、外面上の華やかさと異なり教育改革国民会議は、法的な意味における最低レベルの会議である。そのような機関が教育に関する最高レベルの法律である

表5 中央教育審議会(中教審)の答申一覧

年・月・日	中央教育審議会答申名称
1952.6.6	中央審議会令公布(政令 176号)
53.7.25	中教審(以下中教審を省略)、「義務教育に関する答申」
8.8	「社会科教育の改善に関する答申」
54.1.18	「教員の政治的中立性維持に関する答申」
2.8	「医学および歯学の教育に関する答申」
8.23	「義務教育学校教員給与に関する答申」
11.15	「大学入学者選抜およびこれに関する事項についての答申」
12.6	「特殊教育ならびにへき地教育振興に関する答申」
12.20	「かなの教え方についての答申」
55.9.12	「私立学校教育の振興について答申」
12.5	「教科書制度の改善方策についての答申」
56.7.9	「教育・学術・文化に関する国際交流の促進についての答申」
11.5	「公立小・中学校の統合方策についての答申」
12.10	「短期大学制度の改善についての答申」
57.11.11	「科学技術教育の振興方策について」答申
58.4.28	「勤労青少年教育の振興方策について」答申
7.28	「教員養成制度の改善方策について」答申
59.3.2	「育英奨学および援護に関する事業の振興方策について」答申
12.7	「特殊教育の充実振興について」答申
63.1.28	「大学教育の改善について」答申
66.10.31	「後期中等教育の拡充整備について」答申
69.4.30	㉑「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」答申
71.6.11	㉒「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」答申
74.5.27	㉓「教育・学術・文化における国際交流について」答申
78.6.16	㉔「教員の資質能力の向上について」答申
79.6.8	㉕「地域社会と文化について」答申
81.6.11	㉖「生涯教育について」答申
83.6.30	㉗「教科書の在り方について」答申
90.1.30	㉘「生涯学習の基盤整備について」答申
91.4.19	㉙「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」答申
96.7.19	㉚「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」答申(第1次答申)
97.6.26	㉛「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」答申(第2次答申)
98.6.30	㉜「幼児期からの心の教育の在り方について」答申
98.9.21	㉝「今後の地方教育行政の在り方について」答申
99.12.16	㉞「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」答申

教育基本法の「改正」を企図するのは、基本的に大きな問題を内包しているといえよう。

違いの第二は、「国民会議」とは名乗るものの、その実質が異例の政治主導、なかんずく与党三党（自由民主党・公明党・保守党）の舵取りのもとに審議をすすめた点である。発足当初から与党三党派（当初は自由民主党・公明党・自由党）から一人ずつ国会議員がオブザーバーとして出席し、会議の冒頭挨拶という形をとりながら教育基本法改正へと会議を誘導していた点である。また、小淵首相の後を継いだ森喜朗首相がたびたび出席していることも諮問機関としては、異例なことである。すなわち、政治家が議論をリードしてきたので、みせかけの「国民会議」といわれてもしかたがない。

違いの第三は、教育改革国民会議の場合、拙速さが際立つ、という点である。臨教審は設置期間が3年と定められていたのに対し、教育改革国民会議は、一年(?)といわれていた。しかし、その根拠もはっきりしないまま、小泉純一郎首相に引き継がれたかのごとく察しられる（2001年4月2日に会合を開催したまま今日に至っては状況である）。小淵・元首相の「私的」諮問機関を後継首相が「私的」に引き継ぐことができるのかとの疑問も沸いてくる。

教育改革国民会議は、2000年3月27日に発足し、同年9月22日に「中間報告」、同年12月22日に「報告」という早業をやったのけた。異例のスピードも、森政権の浮揚策としてその「活用」がねらわれたが、「日本は天皇を中心とする神の国」との発言（2000年5月15日）などの影響も残り、森政権はその支持率が一桁をさまよう異例の状況のもとに退陣に追い込まれたのである。

IV 21世紀における審議会行政の方向

すでに触れたとおり、中央省庁等改革推進本部の決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」に則り、21世紀開始と同時に審議会の再編成が行なわれた。

すなわち、中央省庁等改革の一環として、新しい中央教育審議会が、2001年1月6日、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、及び保健体育審議会の機能を従前の中教審に統合して出発した。

文部科学省組織令（2000年6月7日、政令251）によれば、中教審について「第一章 本省」の「第三節」の「審議会等」に、次のように規定している。

「(設置)

第八十五条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

中央教育審議会

教科用図書検定調査審議会

大学設置・学校法人審議会

(中央教育審議会)

第八十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）

ロ スポーツの振興に関する重要事項

- 二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。
 - 三 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。
 - 四 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）、学校教育法、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）、スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）第二十九条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
 - 六 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、中央教育審議会に関し必要な事項については、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の定めるところによる。」

また、中央教育審議会令（2000年6月7日、政令280）を見るに、新中教審設置の目的規定などはすっかり姿を消し、教育制度、生涯学習、初等中等教育、大学及びスポーツ・青少年の計5つの分科会を設置することはわかるものの、事務・組織機構に関する規定のみとなっている。かくして、新中教審は、法制度上から見る限り、すっかりその「格式」を落としてしまったかのごとくに思われる。

すなわち、中教審令は、次のように規定しているのである。

中央教育審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 中央教育審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
教育制度分科会	<ol style="list-style-type: none"> 一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する重要事項を調査審議すること。 二 地方教育行政に関する制度に関する重要事項を調査審議すること。
生涯学習分科会	<ol style="list-style-type: none"> 一 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。 二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。 三 視聴覚教育に関する重要事項を調査審議すること。 四 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）を処理すること。
初等中等教育分科会	<ol style="list-style-type: none"> 一 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。 二 初等中等教育の基準に関する重要事項を調査審議すること。 三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。 四 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の規定に基づき審議会の権限に属さ

	せられた事項を処理すること。
	五 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
大学分科会	一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定より審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
スポーツ・青少年分科会	一 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。 二 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。 三 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。 四 体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議すること。 五 スポーツの振興に関する重要事項を調査審議すること。 六 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）第二十九条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第四号に掲げる事項（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。）について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第十条 審議会の庶務は、文部科学省生涯学習政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において、スポーツ・青少年分科会に係るものについては文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課において処理する。

（雑則）

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

V 中教審「教育基本法改正」答申をめぐって

新中教審発足直後、町村信孝文部科学大臣（初代、当時）は、2001年4月12日、中教審に「青少年の奉仕活動・体験活動、今後の教員免許制度、今後の高等教育改革、及び子どもの体力向上のための総合的な方策について」諮問した。

こうして、新中教審は、実質的な審議を開始した。そして、今日までに20近い答申を提出しているが、その中でももっとも教育に大きな影響を与えると考えられるのが、教育基本法「改正」にかかわる答申である。すなわち、小泉純一郎内閣の発足（2001年4月26日）にともない誕生した遠山敦子文部科学大臣は、同年11月26日、中教審に「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」諮問した。

諮問を受けた中教審は、翌2002年11月14日、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と題する「中間報告」を、遠山文部科学大臣に提出した。その後中教審は、この「中間報告」について、公聴会（一日中教審）を同年12月15日までに全国5箇所（11.30東京、12.7福岡、12.8福島、12.14京都及び12.15秋田）で開催し、翌2003年3月20日、「答申」を提出したのである。政府は、この「答申」を受けて、今国会（第159回通常国会、2004年1月19日開幕）に教育基本法の「改正」案を提出の予定と伝えられていたが、与党を構成する公明党の反対で、現在のところ教育基本法「改正法案」は、国会には提出されていない。しかし、教育基本法がいま、最大の危機を迎えていることには変わりはないのである。

そこで、ここでは、第二次世界大戦後の日本において、日本国憲法と表裏一体をなして制定された教育基本法について、いま、なぜ、「改正」をそんなに急ぐのか、今回の「教育基本法改正答申」の問題点を教育基本法の意義を踏まえながら考えてみよう。

1 教育基本法をめぐる今日の危機的状況

21世紀にこそ生かされ、かつ、その本来の輝きを発揮すべき教育基本法が、逆に、いま、「改正」の危機に立たされている。

今回の教育基本法の危機的状況は、小淵恵三首相の私的諮問機関に過ぎない教育改革国民会議の「報告」（2000年12月22日）が、内部に異論があったにもかかわらず「新しい時代にふさわしい教育基本法を」と題した中で、「政府においても……教育基本法の見直しに取り組む必要がある」と提言したことに、端を発している。

驚くべきことに、文部科学省は、この私的諮問機関の「報告」をそのまま政策化して「21世紀教育新生プラン」（2001年1月25日）を発表した。そのプランの「第二ステージ」として遠山大臣は、2001年、中教審に教育基本法の「改正」について諮問し、1年を目途に答申を求めたのである。

1947年の制定以来、いくたびも「改正」の危機に遭遇した教育基本法だが、まさに現在、条文そのものの「改正」という従来にない最大の危機に教育基本法は直面しているのである。

2 教育基本法とはどんな法律か

教育基本法（1947年3月31日公布・施行、法律25号）は、戦後の教育関係の法律としては、最初に制定されたものである。その構成は、前文、本則（11条）、及び附則、の3つの部分からなっている。法律としては、短いものであるが、その名の通り、教育の基本理念を高らかにうたっている。例えば、第1条（教育の目的）は、次のように規定している。

「第一条 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない。」

教育基本法は、戦前日本において超国家主義的・軍国主義的な教育を推進した「教育二関スル勅語」（教育勅語、1890年頒発）に変わり、新しい教育理念を示す積極的意義を有するものである。

「基本法」と名のつく法律は、現在、26本存在するが、その半数は、1990年代以降に制定されたものである（表6参照）。教育基本法は、各種「基本法」の中でも、最初に制定されたものであり、日本国憲法の精神に基づき教育の理念を高らかにうたいあげた「基本法」という名に最もふさわしい基本法である。この点、例えば、特殊法人等改革基本法のように五年弱の間の時限立法であり、特殊法人の統廃合手続きについて定めるといった法理念的な意味での低レベルのものと比較すれば、教育基本法は、まさに「格」がまったく異なるものである、といわなくてはならない。

したがって、教育基本法の基本的性格については、二つのこと、すなわち教育宣言的性格及び教育憲法的性格を有すると言われているのである。教育基本法は、文字通り、教育関係の法律の頂点に立つ大変重要な法律である（浪本勝年・中谷彪編『教育基本法を考える（三改訂版）』2003年、北樹出版、参照）。

3 今回の中教審「教育基本法改正」答申の問題点

1) 手続における問題点

まず、第一は、小淵恵三首相の私的諮問機関に過ぎない教育改革国民会議の報告を基に、文部科学省の中心的審議会である中教審に教育基本法「改正」について諮問し答申させた点である。

第二に、中教審委員（30人）の総会等への出席率の悪さである。第26回総会（2002.11.14）までの委員の総会出席率を見るに、3割近く（8人）が50%以下であり、なかにはわずか6回しか出席していない委員すら存在する（表7及び8参照）。また、第22回基本問題部会（2003.1.29）までの委員（16人）の同部会への出席率を見るに、3分の1近く（5人）が52%以下であり、なかにはわずか7回しか出席していない委員も存在するのである（表9及び10参照）。特に問題となるのは、答申の原案とも言うべき「中間報告」の教育基本法の部分について審議した15回目と16回目の基本問題部会は、出席者が過半数（9人）に満たず、部会としては成立せず「懇談会」となってしまったにもかかわらず、そこでの議論をもとに総会に教育基本法の改正について報告している点である。これこそまさにルール違反の駆け足審議といわなければならない。

第三に、基本問題部会の「議事概要」を読めば明白なことだが、議論が筋だったものではなく、各委員が思いつき発言を脈絡もないままに行っていて、「まとまりなき審議」になっていることである。したがって、本来まとめようのないものを、無理やりまとめたものが「中間報告」とされ「答申」となっているのである。

第四に、「中間報告」は、「根本法である教育基本法の在り方については、国民的な論議が不可欠である」という。しかし、「中間報告」から「答申」まで、わずか4箇月しかない。これでは、本気で国民の意見などきく姿勢がもともとないことを告白しているも同然である。国民無視の中教審、といわれても仕方がなからう。

2) 内容における問題点

第一に、今日の時点で、なぜ、教育基本法の「改正」が必要なのか、説得力ある説明がなされていない。それも当然、諮問を行った文部当局すらその理由を明確に示せないのだ。

表6 「基本法」と称する現行法律(26)の題名等一覧

2004.1.1現在

	「基本法」と称する法律の題名	構成内容	公布年月日(法律番号)	立法の種類
1	教育基本法	前文, 全11条	1947.3.31(法25)	内閣提出法
2	原子力基本法	全21条	1955.12.19(法186)	議員立法
3	災害対策基本法	全117条	1961.11.15(法223)	内閣提出法
4	観光基本法	前文, 全17条	1963.6.20(法107)	議員立法
5	中小企業基本法	全30条	1963.7.20(法154)	内閣提出法
6	森林・林業基本法(1)	全33条	1964.7.9(法161)	内閣提出法
7	消費者保護基本法	全20条	1968.5.30(法78)	議員立法
8	障害者基本法(2)	全27条	1970.5.21(法84)	内閣提出法
9	交通安全対策基本法	全39条	1970.6.1(法110)	内閣提出法
10	土地基本法	全19条	1989.12.22(法84)	内閣提出法
11	環境基本法(3)	全46条	1993.11.19(法91)	内閣提出法
12	高齢社会対策基本法	前文, 全16条	1995.11.15(法129)	議員立法
13	科学技術基本法	全19条	1995.11.15(法130)	議員立法
14	中央省庁等改革基本法	全63条	1998.6.12(法103)	内閣提出法
15	ものづくり基盤技術振興基本法	前文, 全18条	1999.3.19(法2)	議員立法
16	男女共同参画社会基本法	前文, 全28条	1999.6.23(法78)	内閣提出法
17	食料・農業・農村基本法(4)	全43条	1999.7.16(法106)	内閣提出法
18	循環型社会形成推進基本法	全32条	2000.6.2(法110)	内閣提出法
19	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	全35条	2000.12.6(法144)	内閣提出法
20	特殊法人等改革基本法(5)	全16条	2001.6.21(法58)	議員立法
21	水産基本法	全39条	2001.6.29(法89)	内閣提出法
22	文化芸術振興基本法	前文, 全35条	2001.12.7(法148)	議員立法
23	エネルギー政策基本法	全14条	2002.6.14(法71)	議員立法
24	知的財産基本法	全33条	2002.12.4(法122)	内閣提出法
25	食品安全基本法	全38条	2003.5.23(法48)	内閣提出法
26	少子化社会対策基本法	前文, 全19条	2003.7.30(法133)	議員立法

注 (1)林業基本法(1964.7.9 法161, 全27条)を2001.7.11法107により改正・改題したものである。

(2)心身障害者対策基本法(1970.5.21 法84, 全30条)を1993.12.3法94により改正・改題したものである。

(3)公害対策基本法(1967.8.3 法132, 全29条)を改正・改題したものである。

(4)農業基本法(1961.6.12 法127, 前文, 全30条)を改正・改題したものである。

(5)特殊法人等改革基本法(2001.6.22施行)は、2006年3月31日までの時限立法である。

表7 中央教育審議会総会(第1期)への委員出欠状況一覧(2001.2.1 - 2002.11.14) 2003.3.14 調べ 作成・浪本勝年

区分	氏名	回数 開催日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	出席 回数	出席 率	
			2001/2/1	2/28	3/28	4/11	5/9	5/18	6/22	7/23	11/1	11/26	12/10	12/20	2002/1/22	1/30	2/21	3/7	3/26	4/18	4/25	5/28	6/21	7/18	7/29	9/30	10/30	11/14	出席 回数	出席 率	
1	鳥居 泰彦																	x					x						25	96%	
2	木村 孟		x															x											23	88%	
3	茂木友三郎		x					x													x							x	18	69%	
4	浅見 俊雄							x						x							x								21	81%	
5	荒木善久子							x													x								23	88%	
6	石倉 洋子							x						x							x							x	10	38%	
7	今井佐和子		x											x														x	23	88%	
8	内永妙小子							x						x														x	22	85%	
9	江上 節子							x						x														x	10	38%	
10	奥島 孝康							x						x														x	22	85%	
11	梶田 豊一							x						x														x	6	23%	
12	岸本 忠三		x					x						x														x	19	73%	
13	國分 正明							x						x														x	8	31%	
14	佐藤 幸治							x						x														x	13	50%	
15-1	高木 剛		x					x						x														x	16	62%	
15-2	加藤 裕治																											x	14	62%	
16	高倉 翔																											x	2	21	81%
17	田村 哲夫																												26	100%	
18	千田 捷熙							x						x														x	17	65%	
19	寺島 美郎							x						x														x	14	54%	
20	永井多恵子		x					x						x														x	14	54%	
21	中嶋 健雄													x														x	21	81%	
22	中村 桂子							x						x														x	11	42%	
23	増田 明美													x														x	16	62%	
24	松下 俣子													x														x	19	73%	
25	森 隆夫													x														x	17	65%	
26	山下 泰裕							x						x														x	11	42%	
27	山本 恒夫													x														x	24	92%	
28-1	横山 英一																												17	92%	
28-2	渡久山長輝																												7	92%	
29	横山 洋吉													x														x	15	58%	
30	吉川 弘之													x														x	8	31%	
出席者数(委員のみ)		26	24	21	25	21	17	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	24	15	16	24	17	18	21	23	20	19			
出席率(委員のみ)		87%	80%	70%	83%	70%	57%	57%	53%	57%	53%	57%	53%	57%	53%	57%	53%	57%	80%	50%	50%	80%	57%	60%	70%	77%	67%	63%			
1	石 弘光																												2		
2	市川 昭午																												3		
3	黒田 玲子																												3		
4	西室 泰三																												1		

表8 中央教育審議会総会(第2期)への委員出欠状況一覧(2003.2.4 -)

2003.9.3 調べ 作成・浪本勝年

区分	氏名	回数 開催日	27	28	29	30	31	出席 回数	出席率	
			2003/2/4	3/6	3/10	3/20	5/15			
委員	1	鳥居 泰彦						5	100%	
	2	木村 孟						5	100%	
	3	茂木友三郎	×	×			×	2	40%	
	4	赤田 英博		×	×			3	60%	
	5	浅見 俊雄	×				×	3	60%	
	6	石倉 洋子	×	×	×	×		1	20%	
	7	内永ゆか子		×	×			×	2	40%
	8	江上 節子		×	×				3	60%
	9	奥島 孝康	×	×	×			×	1	20%
	10	小栗 洋							5	100%
	11	梶田 叡一					×		4	80%
	12	加藤 裕治	×					×	3	60%
	13	岸本 忠三	×				×		3	60%
	14	黒田 玲子					×		4	80%
	15	國分 正明	×					×	3	60%
	16	佐々木 毅		×	×	×	×	×	1	20%
	17	佐藤 幸治	×					×	3	60%
	18	田村 哲夫							5	100%
	19	寺島 実郎	×				×	×	2	40%
	20	渡久山長輝						×	4	80%
	21	中嶋 嶺雄					×		4	80%
	22	中村 桂子	×	×					3	60%
	23	丹波 雅子		×					4	80%
	24	野中ともよ							5	100%
	25	橋本由愛子		×			×		3	60%
	26	増田 明美				×	×		3	60%
	27	松下 俱子	×						4	80%
	28	山下 泰裕	×	×	×	×	×	×	0	0%
	29	山本 恒夫				×			4	80%
	30	横山 洋吉			×				4	80%
		出席者数	18	18	21	18	21			
		出席率	60%	60%	70%	60%	70%			
基本問題部会 臨時委員	1	石 弘光						2		
	2	市川 昭午						3		
	3	小野 元之						1		
	4	鶴田 卓彦						0		
	5	永井多恵子						1		
	6	西室 泰三						2		
	7	森 隆夫						3		

表10 中央教育審議会基本問題部会 (第2期) への委員出欠状況一覧 (2003.2.4 -)

2003.9.3 調べ 作成・浪本勝年

区分	氏名	回数	24	25	26	27	28	出席回数	出席率
		開催日	2003/2/4	2/10	2/17	2/24	3/3		
委員	1	鳥居 泰彦						5	100%
	2	木村 孟		×	×			3	60%
	3	梶田 叡一		×	×			3	60%
	4	加藤 裕治	×	×				3	60%
	5	黒田 玲子						5	100%
	6	國分 正明	×					4	80%
	7	佐藤 幸治	×	×	×			2	40%
	8	中嶋 嶺雄						5	100%
	9	茂木友三郎	×	×		×	×	1	20%
	10	山本 恒夫						5	100%
臨時委員	1	石 弘光	×	×		×		2	40%
	2	市川 昭午						5	100%
	3	小野 元之						5	100%
	4	鶴田 卓彦	×	×	×		×	1	20%
	5	永井多恵子						5	100%
	6	西室 泰三			×	×	×	2	40%
	7	森 隆夫	×		×			3	60%
出席者数 (委員のみ)			10	10	11	14	14		
出席率 (委員のみ)			63%	63%	69%	88%	88%		
オブザーバー	1	江上 節子						1	
	2	奥島 孝康						3	
	3	田村 哲夫						3	
	4	丹波 雅子						1	
	5	渡久山長輝						5	
	6	野中ともよ						1	
	7	橋本由愛子						3	
	8	増田 明美						3	

第二に、「答申」は、新しい時代の教育目標は「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」であるとし、「信頼される学校教育の確立」「『知』の世紀をリードする大学改革の推進」「家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進」「『公共』に主体的に参画する意識や態度の涵養」「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」「生涯学習社会の実現」「教育振興基本計画の策定」の7つの「教育の理念や原則を明確にするため」の視点から教育基本法を改正することが必要である、と主張する。

しかし、これらのことは、教育基本法のもとで、文部省・文部科学省が従来進めてきたことであって、教育基本法「改正」の理由にはなりえない事項であることは明白である。

第三に、「答申」は、「日本人であることの自覚や郷土や国を愛する心の涵養」を強調する。そして、「国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならない」という。これは、一見歯止めをかけているようにも受け止められるが、事実はむしろ逆で、「国家至上主義的考え方や全体主義的なもの」が支配するようになることを「予言」していると受け止めなければならない。

第四は、この種の政府関係文書を読む際に、筆者が繰り返し強調していることであるが、「何が書かれているのか」は重要であるが、それと同様に重要なのが、「何が書かれていないのか」ということである。平和、人権、主権者等々、21世紀に真に必要とされる基本的な用語が「答申」にすっぽり抜け落ちている、これこそ、この「答申」の基本的かつ最大の問題点であるといわなければならない。

急ピッチで進む理由なき教育基本法の「改正」の裏に見え隠れするのは、憲法「改正」への「地ならし」としての教育基本法「改正」である。これこそ「改正」論者の真のねらいである、と言えよう。